

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の 仮徴収(年金天引き)のお知らせ



令和4年度の国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の仮徴収(年金天引き)を、4月から行います。
納付方法の変更を希望する人は、1月中に手続きを行ってください。

詳しくは、**本保険年金課(回②2429)**へ。

仮徴収とは

令和4年度の保険税(料)について、4・6・8月の年金から、仮の金額(仮徴収額)で徴収を行うことを仮徴収といいます。仮徴収額は、令和3年度の保険税(料)を基に算定されます。

実際の令和4年度の年間保険税(料)については、被保険者の令和3年中の所得および世帯状況により算定を行い、

加入している保険ごとに対象となる世帯(人)が異なりますので、詳しくは、下図で確認してください。

令和3年中の所得が確定した7月に決定します。7月中旬に改めて保険税(料)を通知します。

仮徴収の対象

令和3年10月1日までに要件を満たした世帯(人)が対象となります。

人は、左記の持ち物を持参し、期限までに保険年金課または各行政センターで申請手続きをしてください。

ただし、口座振替ができない場合は、年金天引きが再開される場合があります。

くなった場合は、年金天引き規で口座振替の申し込みをした人

②口座振替依頼書の本人控(新規で口座振替の申し込みをした人)

※4月の仮徴収から変更を希望する人の期限です。申請は随時受け付けています

国民健康保険税

- ①世帯主の介護保険料が年金から天引きされている
- ②世帯主が国保に加入している
- ③世帯の国保加入者の全員が65歳以上75歳未満
- ④世帯主の特別徴収対象年金額が年間18万円以上
- ⑤介護保険料と国保税の合計が、世帯主の特別徴収対象年金額の2分の1を超えない
- ⑥年度内に75歳になる加入者がいない
- ⑦納付方法変更申出により口座振替に変更していない

後期高齢者医療保険料

- ①介護保険料が年金から天引きされている
- ②特別徴収対象年金額が年間18万円以上
- ③介護保険料と後期保険料の合計が、特別徴収対象年金額の2分の1を超えない
- ④納付方法変更申出により口座振替に変更していない

仮徴収の対象となる世帯

仮徴収(年金天引き)対象者の場合でも、申請により年金からの天引きではなく、口座振替に納付方法を変更することができます(納付書による納付への変更是できません)。口座振替での納付を希望す

仮徴収に該当しない場合は

令和4年度は、納付書または口座振替で納付をしていたことがあります。納期は7月から翌年2月までの年間8回となります。7月中旬に送付する通知書などを確認してください。

既に年金から天引きされている世帯または人

令和4年2月の年金から天引きされた金額と同額を4・6・8月に仮徴収します

令和4年4月から新規で年金からの天引きとなる世帯または人

これまで納付書または口座振替で納付していた令和3年度の年間保険税を年金支給回数(6回)で割った額を4・6・8月に年金から仮徴収します